

## 新潟市水道局前払制の実施についての要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令附則第7条、地方自治法施行規則附則第3条、新潟市水道局契約規程の規定による工事請負契約約款第36条及び業務委託契約条項第35条の規定を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(実施範囲)

第2条 新潟市水道局が発注する建設工事又は建設工事に係る設計、調査又は測量（以下「工事委託等」という。）のうち、次の各号に掲げる要件に該当する場合に適用するものとする。

- (1) 設計金額1件250万円を超える建設工事
- (2) 設計金額1件100万円を超える工事委託等

(前払金額)

第3条 前払金の額は、建設工事においては請負金額の10分の4以内とし、工事委託等においては委託料の10分の3以内とする。

- 2 前項によって求めた前払金額に10万円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。
- 3 資金の保有及び収支状況によっては、前払金を制限し、又は支払いしないことがある。

(継続費等の取扱い)

第4条 継続費等の前払金は、第3条の規定にかかわらず、建設工事においては当該年度割の予算額の10分の4以内、工事委託等については当該年度割の予算額の10分の3以内とすることができる。

(請負契約額の変更等の取扱い)

第5条 請負契約額の変更等があった場合は、次の各号のとおり取扱うものとする。

- (1) 前金払をした後に、設計変更その他の事由により、請負金額又は委託料（以下「契約金額」という。）を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額の10分の12以上になる場合においては、変更後の契約金額について第3条の規定により計算した前払金の支払い限度額から既に支払った前払金の額を控除して得た額の範囲内で追加払いすることができる。
- (2) 前金払をした後に、設計変更その他の事由により、契約金額が著しく減額した場合において、既に支払った前払金の額が次に掲げる契約の種類に応じた額を超えるときは、その超過した額を請負金額が減額された日から30日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達した場合で、これを返還させることが著しく不相当であると認めるときは受注者との協議により返還させる額を定めるものとする。
  - ア 減額した建設工事の請負金額の10分の5
  - イ 減額した工事委託等の委託料の10分の4

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から適用し、第2条ただし書については、平成20年11月11日以降公告、指名通知の入札及び随意契約した工事請負から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、第3条及び第5条については、平成21年4月1日以降契約を締結した工事請負から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行し、第2条第2号については、施行日以前に契約を締結した工事委託等についても適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から適用する。